



## 飼料製造管理者講習会について

飼料安全法に基づき、自家配合農家を含む以下の事業場に**飼料製造管理者の設置**が義務付けられています。

- ① 抗菌性物質を含む飼料の製造事業場
- ② インド産落花生油かす(特定飼料)を含む飼料の製造事業場
- ③ 尿素又はジウレイドイソブタンを含む飼料の製造事業場
- ④ 飼料添加物の製造事業場

**※ただし、自家配合農家で、プロピオン酸、プロピオン酸Na、プロピオン酸Ca、尿素又はジウレイドイソブタンを含む飼料を製造する場合は設置は必要ありません。**

### 【飼料製造管理者の資格要件】

- ① 獣医師又は薬剤師
- ② 大学等において、薬学、獣医学、畜産学、水産学又は農芸化学の課程を修めた卒業生
- ③ 設置義務がある飼料等の製造業務に3年以上従事し、**FAMIC主催の講習会**の課程を修了した者

管理者を設置したら、1月以内に独立行政法人農林水産消費安全技術センター(FAMIC)への届出が必要です。

### 令和6年度飼料製造管理者講習会

- ・開催日 令和7年1月8日(水)～2月28日(金)
- ・開催場所 eラーニングシステムでの動画視聴
- ・申請期間 令和6年7月16日から**8月30日まで(必着)**

※受講に関する詳細は以下HPに掲載されています

[http://www.famic.go.jp/ffis/feed/sub2\\_koshu.html](http://www.famic.go.jp/ffis/feed/sub2_koshu.html)

<講習会お問合せ先>

独立行政法人農林水産消費安全技術センター肥飼料安全検査部

電話: 050-3797-1857 FAX: 048-601-1179

メール [kanrisha@famic.go.jp](mailto:kanrisha@famic.go.jp) ホームページ <http://www.famic.go.jp>

北部家畜保健衛生所 Tel.0478-54-1291 Fax.0478-54-5996

夜間・休日は転送されます、必ず**5回以上コール**してください